

ビル管理士（建築物環境衛生管理技術者試験）のテキストに誤りがございました。  
深くお詫びいたしますとともに、ここに訂正させていただきます。

市ヶ谷出版社刊 令和2年度版 ビル管理士 要点テキストⅡ 正誤表			
頁	行	誤	正
126 127	下から2 行目から P127, 16行目 まで	(1) 点検 の内容を差替え	別紙2のように変更する。
161	下から6 行目	(2) スプレーパフ法	(2) スプレーバフ法
190	表	表7.1.2 2つ目の欄 項目名 許容水準	警戒水準
190	表	表7.1.2 2つ目の欄 文章内 (※その他、許容水準でも措置 水準でもない場合は許容水準 とする)	(※その他、許容水準でも措置 水準でもない場合は警戒水準 とする。)
197	1行目	ネッタイイケカ	ネッタイエカ

(2020. 7. 25)

別紙2 P126 下から2行目

第7章 消火設備とその維持管理

(1) 点検

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件(消防庁告示第9号)

消防法施行規則第三十一条の六第1項及び第4項の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を次のとおり定める。

第1 用語の定義

この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 点検：消防用設備等にあつては消防法第十七条第1項の技術上の基準に、特殊消防用設備等にあつては同条第3項の設備等設置維持計画に適合しているかどうかを確認することをいう。
- 2 消防用設備等の種類等：消防用設備等(非常電源、配線及び総合操作盤の部分を除く。)の種類及び非常電源の種類並びに配線及び総合操作盤の別をいう。
- 3 消防用設備等の機器：消防用設備等のヘッド、感知器、加圧送水装置、配管等の機器をいう。

第2 点検の内容及び点検の方法

点検の内容及び点検の方法は、次のとおりとする。ただし、特殊消防用設備等にあつては、法第十七条第3項に規定する設備等設置維持計画によるものとする。

- 1 機器点検 次の事項について、消防用設備等の種類等に応じ、別に告示で定める基準に従い確認すること。
  - (1) 消防用設備等に附置される非常電源(自家発電設備に限る。)又は動力消防ポンプの正常な作動
  - (2) 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項
  - (3) 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項
- 2 総合点検 消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類等に応じ、別に告示で定める基準に従い確認すること。

第3 点検の期間

機器点検 6か月ごと

総合点検 1年ごと